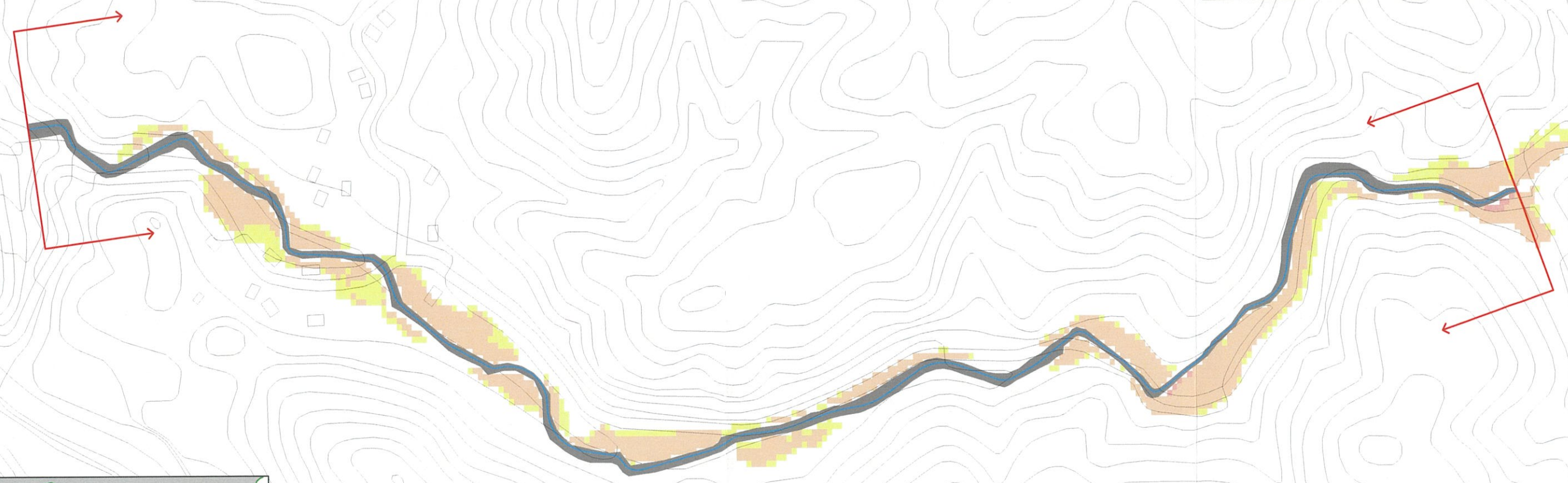


淀川水系滝の尾川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



宇陀市

凡 例

浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 3.0m以上 5.0m未満の区域
- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

--- 市町村境界

--- 県境

河川等範囲

対象となる河川の区間

1 説明文

(1) この図は、淀川水系滝の尾川について、水防法の規定により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を明示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域は、指定時点の滝の尾川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案し、想定最大規模降雨に伴う洪水により滝の尾川が氾濫した場合の洪水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支流の決壊による氾濫、シミュレーションの前線となる河川の決壊の箇所による氾濫、遡潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 奈良県土木マネジメント部河川整備課

(2) 指定年月日 令和5年 月 日

(3) 指定告示番号 奈良県告示第 号

(4) 告示番号 水防法（昭和24年法律第103号）第14条第2項

(5) 対象となる河川 淀川水系滝の尾川（実施区間）
左岸 宇陀郡室生村大字向洲2249番の1地先の村道橋から室間川への合流点まで
右岸 宇陀郡室生村大字向洲2249番の1地先の村道橋から室間川への合流点まで

(6) 指定の前線となる降雨 淀川流域の5時間総雨量 300mm

(7) 関係市町村 宇陀市 間麻呂町村



測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 669

淀川水系滝の尾川 洪水浸水想定区域図 (計画規模)



宇陀市

凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m以上 3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域
- 市町村境界
- 県境
- 河川等範囲
- 対象となる河川の区間

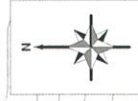
1 説明文
 (1) この図は、淀川水系滝の尾川の奈良県管理区間について、水防法の規定を準拠し、計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 (2) この洪水浸水想定区域は、公表時点の滝の尾川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防制に関する計画の基本となる降雨である概ね1時間に最大83mm程度の大雨に伴う洪水により浸水の尾川が想定された場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの条件にあたっては、支流の法面による浸水、シミュレーションの前堤となる降雨を超える頻度の降雨による浸水、高潮及び内水による浸水を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 奈良県土木マネジメント部河川整備課
 (2) 作成年月日 令和5年 月 日
 (3) 根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項を準拠
 (4) 対象となる河川 淀川水系滝の尾川(築造区間)
 ・左岸 宇陀郡室生村大字向原2249番の1地先の村道橋から五間川への合流点まで
 ・右岸 宇陀郡室生村大字向原2249番の1地先の村道橋から五間川への合流点まで
 (5) 算出の前堤となる降雨 淀川流域の9時間総雨量 170mm、ピーク時の1時間に83mmの降雨がある場合
 (6) 関係市町村 宇陀市 宇陀市



測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 669

淀川水系滝の尾川 洪水浸水想定区域図 (浸水継続時間)



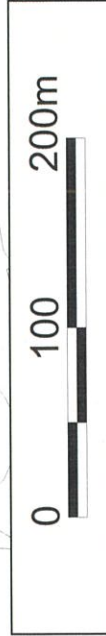
宇陀市

凡 例

- 浸水継続時間 (浸水深0.5m以上) (ランク別)
 - 12時間未満の区域
- 市町村境界
- 県境
- 河川等範囲
- 対象となる河川の区間

1 説明文
 (1) この図は、淀川水系滝の尾川について、水防法の規定に基づき浸水継続時間を表示した図面です。
 (2) この浸水継続時間は、公表時点の滝の尾川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により滝の尾川が冠水した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、尾川の流域による冠水、シミュレーションの前堤となる降雨を超える規模の降雨による冠水、高潮及び内水による冠水等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 奈良県土木マネジメント部河川整備課
 (2) 作成年月日 令和5年 月 日
 (3) 告示番号 奈良県告示第 号
 (4) 根拠法令 水防法 (昭和24年法律第199号) 第14条第3項
 (5) 対象となる河川 淀川水系滝の尾川 (宇陀区間)
 (6) 算出の前堤となる降雨 宇陀郡室生村大字河原240番の1地先の村道橋から笠間川への合流点まで右岸 宇陀郡室生村大字河原240番の1地先の村道橋から五箇川への合流点まで
 (7) 関係市町村 宇陀市 瀬旗市町村



測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 4JHs 669

淀川水系滝の尾川 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



宇陀市

- 凡 例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流によるもの)
 - 市町村境界
 - 県境
 - 河川等範囲
 - 対象となる河川の区間

1 説明文

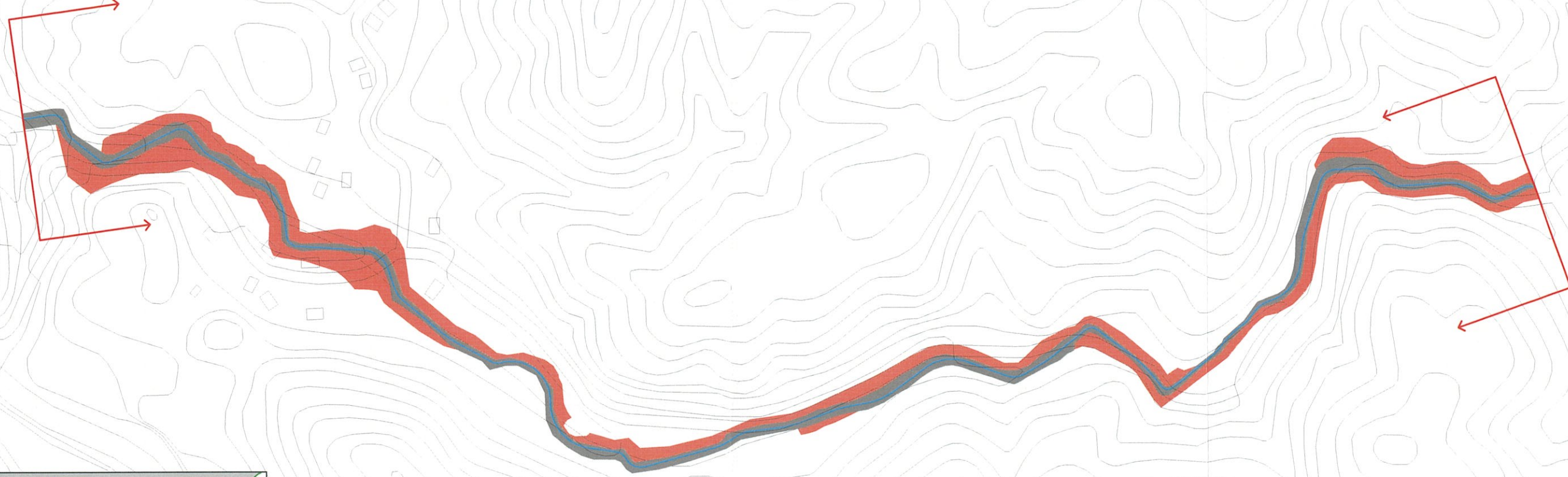
- (1) この図は、淀川水系の尾川について、家屋倒壊等をもたらし得る氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公算地点の滝の尾川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定氾濫流量を基礎として算出されたものである。また、この区域は、シミュレーションの結果と一致するものとする。
- (3) なお、このシミュレーションの実態にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの結果となる氾濫を越える規模の降雨による氾濫、重層及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、制排水する家屋は直接基礎の構造的な水害等を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意してください。

2 基本事項等

- (1) 作成主体 奈良県土木マネジメント部河川整備課
- (2) 作成年月日 令和5年 月 日
- (3) 対象となる河川
 - ・淀川水系の尾川(家屋倒壊)
 - 左岸 宇陀市豊生村大字向洲2249番の1地先の村道橋から笠間川への合流点まで
 - 右岸 宇陀市豊生村大字向洲2249番の1地先の村道橋から笠間川への合流点まで
- (4) 算出の前提となる降雨 淀川流域の9時間総雨量 30mm
- (5) 関係市町村 宇陀市



淀川水系滝の尾川 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))



宇陀市

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食によるもの)
- 市町村境界
- 県境
- 河川等範囲
- 対象となる河川の区間

1 説明文
 (1) この図は、淀川水系滝の尾川について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公家峠点の滝の尾川の河床及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により滝の尾川の河床の侵食幅を予測したものです。
 (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、滝の尾川の河床が侵食された場合における、家屋の倒壊、流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることを留意して下さい。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 奈良県土木マネジメント部新河川整備課
 (2) 作成年月日 令和5年 月 日
 (3) 対象となる河川 淀川水系滝の尾川(家屋区間)
 ・宇陀郡室生村大字向瀬2240番の1号年の村道橋から笠間川への合流点まで
 ・宇陀郡室生村大字向瀬2240番の1号年の村道橋から笠間川への合流点まで
 (4) 算出の前堤となる降雨 淀川流域の9時間総雨量 360mm
 (5) 関係市町村 宇陀市



測量法に基づく国土地理院院長承認(使用)R 4JHs 669